三監告示第２号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第１項及び第４項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第９項の規定により本書のとおり公表します。

令和７年２月 25 日

三条市監査委員　長　橋　　昇

三条市監査委員　椛　澤　綾　子

三条市監査委員　山　田　富　義

記

１　監査の対象　　「定期監査結果に関する報告書」のとおり

２　監査の期間　　同　　上

３　監査の方法　　同　　上

４　監査の結果　　同　　上

定期監査結果に関する報告書

１　監査の対象　　令和５年度及び令和６年度における経済部営業戦略室、商工課、農林課、選挙管理委員会事務局及び農業委員会事務局所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況（所管の出先機関を含む）

２　監査の期間　　令和６年 11 月 29 日から令和７年２月 25 日まで

３　監査実施委員　長　橋　　昇
　　椛　澤　綾　子
　　山　田　富　義

４　監査の方法

定期監査は、令和５年度及び令和６年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

５　監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

（１）各種団体の出納事務において、立替払及び現金の長期保管等の不適切な事例があった。

（２）旅費支給事務において、未支給の事例があった。